

**長野市営城山テニスコートほか 1 施設 仕様書 兼 管理運営要領**

## 1 所在地

【城山テニスコート】 長野市箱清水一丁目 10 番 41 号

【若穂中央公園テニスコート】 長野市若穂川田 427 番地 1

## 2 施設概要

【城山テニスコート】

砂入り人工芝テニスコート 3 面

夜間照明 12 基

管理棟（事務室、男子更衣室、女子更衣室、男子トイレ、女子トイレ、テニス用物置）

【若穂中央公園テニスコート】

砂入り人工芝テニスコート 4 面

夜間照明 15 基

管理棟（事務室、男子更衣室、女子更衣室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、外部用物置、テニス用物置）

## 3 施設開場期間

通年（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

## 4 施設開場時間

開 場 期 間	開 場 時 間
1 月・2 月・3 月・12 月	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
4 月・10 月・11 月	午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分まで
5 月・6 月・7 月・8 月・9 月	午前 6 時 30 分から午後 9 時 00 分まで

## 5 施設の利用が不可能な時

- (1) 積雪・着氷・降霜等がある場合（コートの状態を見て判断する。）
- (2) コート補修工事等を実施する場合

## 6 無料開放日

- ・市民スポーツの日（毎月第 3 日曜日）
- ・スポーツの日（7 月 23 日）
- ・平和とスポーツの日（2 月 7 日付近の日曜日）

## 7 利用料金

区 分		早 朝 6:30~8:30	午 前 8:30~12:00	午 後 12:00~17:00	夜 間 17:00~21:00	昼 間 8:30~17:00
個人利用料	一 般	200 円	270 円	410 円	410 円	—
	高校生・シバ-	130 円	200 円	270 円	270 円	—
	小・中学生	60 円	130 円	130 円	130 円	—
専用利用料	1 面につき	—	2,870 円	4,100 円	—	—
専用利用料（市 民以外の者が利 用する場合）	1 面につき	—	6,410 円	9,160 円	—	—
個人通年利用料	一 般	4,000 円	6,750 円	10,250 円	8,200 円	13,600 円
	高校生・シバ-	2,600 円	4,660 円	6,750 円	5,400 円	9,400 円
	小・中学生	1,200 円	—	—	2,600 円	2,600 円

## 8 業務内容

### (1) 施設の管理に関すること

#### ①管理日報の作成

#### ②テニスコート内の管理

- ・人工芝の日常点検
- ・砂の補充
- ・落葉時の落ち葉の片付け

#### ③管理事務所の管理

- ・各設備の日常点検
- ・給排水設備の定期点検：年2回以上
- ・空調設備の定期点検：年2回以上
- ・電気設備の定期点検：年2回以上

#### ④夜間照明設備の管理

#### ⑤施設の清掃

- ・管理棟内（床、壁、扉、ガラス、鏡、備品、照明器具、衛生機器等）及びコート内（人工芝、テニスネット、外周フェンス等）について、場所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ実施する。
- ・施設周辺（屋外）の清掃については、ともに城山公園、若穂中央公園の敷地内にあるため、清掃範囲について、両公園の指定管理者とも打ち合わせの上、実施する。
- ・落葉時は、コート内を含め、落ち葉の片付け等を実施する。
- ・ゴミの管理

#### ⑥火の元管理、施錠確認

#### ⑦駐車場の監視

- ・駐車場内外で渋滞、事故、車両の放置等が生じないように、適宜車両の監視を行う。

#### ⑧施設の除雪

- ・施設の敷地内の除雪
- ・施設に面する道路については、施設休場日であっても除雪を行う。

- ・ともに城山公園、若穂中央公園の敷地内にあるため、除雪範囲については、両公園の指定管理者とも打ち合わせの上、実施する。
- ・テニスコート内の除雪については、市と協議の上実施する。

(2) 受付に関すること

- ①券売機による入場券の販売
- ②利用者の受付
- ③個人通年利用券の販売
- ④時間区分ごと及び混雑時の利用者の入れ替え及びコート整備の呼びかけ
- ⑤通年利用券・半券の検札（利用者が再入場する際）

(3) 利用状況の報告に関すること

- ①当日券利用者数、通年券利用者数、無料開放利用者数を日ごとに集計する。
- ②①及び券売機の売上げ状況、個人通年利用券の販売状況を月ごとに集計し、報告書を作成し、毎月市へ報告する。

(4) 城山公園立体駐車場の開場・閉場に関すること（城山テニスコートのみ）

- ①隣接する城山公園立体駐車場の開閉業務を駐車場の開場時間（午前8時30分から午後9時）に合わせて行う。
- ②閉場時間（午後9時）を過ぎても駐車している車両があった場合、運転者がいる場合は声かけをし退出させる。運転者がいない場合は、台数及び車両番号を管理日誌等に記入する。
- ③状況に応じて、運転者への注意喚起（声かけ）、車両への注意喚起の貼り紙を行なう。
- ④駐車場の利用に関して利用者とトラブル等が発生した場合は、速やかに市に連絡する。

(5) 若穂中央公園多目的広場夜間照明利用料の徴収及び収納に関すること（若穂中央公園テニスコートのみ）

- ①隣接する若穂中央公園多目的広場の夜間照明のコインの販売、利用料徴収
- ②夜間照明の利用期間は5月～10月
- ③夜間照明の利用料は、1時間当たり 1,780円
- ⑤徴収した利用料は、市が用意する現金払込書にて速やかに指定金融機関に納める。

9 職員体制

業務を確実に実施するために必要な職員を配置する。

(参考)

現在の勤務形態

(12・1・2・3月)

8時15分～17時15分 1名

(4・10・11月)

8時15分～14時45分 1名、14時45～21時15分 1名

(5・6・7・8・9月)

6時15分～13時45分 1名、13時45分～21時15分 1名

上記のほか、通年で週2回（火曜・金曜） 8時15分～12時15分は1名追加で勤務。

## 10 利用の制限

以下に定める事由に該当する場合は利用許可を取り消し又は変更することができる。

- ①施設及び器具の滅失又は破損のおそれがあると認められた時
- ②不法行為を行うおそれのある時
- ③施設の修繕工事等で利用することができない時

## 11 緊急時の対応

- (1)火災発生の際は、防火管理者が定めた消防計画により対応すること。
- (2)施設利用者が受傷した場合は、速やかに長野市あてに報告すること。その際、受傷の状況、住所、氏名、勤務先、学校名等の把握に努めること。
- (3)風水害により施設被害を受けた場合は、速やかに長野市に被害状況を報告すること。
- (4)災害時には、施設を臨時休場とする場合がある。また、閉場時間中に災害等が発生した際に、緊急に開錠を依頼する場合がある。
- (5)施設内における犯罪行為については、被害があった場合は速やかに所轄警察署へ通報するものとする。

## 12 長野市と指定管理者との関係

長野市から指示をする場合は、別途指示書をもって行うものとする。

施設の管理運営に関し疑義が発生した場合は、双方で協議の上行うものとする。

## 13 利用料金の割引について

指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条第3項及び指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則7条により、指定管理者が利用料金を割り引き又は無料とする場合は、事前に長野市の承認を得ることとする。

なお、指定管理者は長野市営運動場利用料金割引・無料申込書の提出を、原則として利用日の1月前までに提出するものとする。

長野市が利用料金の割引を許可し、指定管理者に割引額を補填するものは、別に長野市が申請を受け付け、許可するもののみとする。

その他、指定管理者が利用料金を無料とすることができるものは以下のとおりとする。

- (1)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。
- (2)療育手帳制度要綱（昭和50年長野県告示第192号）に規定に基づき療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。
- (4)児童福祉施設（保育所・児童厚生施設を除く）、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設の児童及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人。
- (5)(1)～(3)に定める、必要と認められる引率者及び介護人は、概ね1人までとする。
- (6)(1)～(3)については、それぞれ窓口で手帳の提示を求める。

#### 14 利用料金の還付

指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則第8条による。

なお地震等天災により利用を禁止する場合など、特別な事情がある場合は長野市と協議するものとする。

#### 15 その他

この管理要領に定めのない事項等が発生した場合は、長野市と協議し、指示に従うこと。